

【安全対策情報】セブ州犯罪統計（2025年4月～6月）

【ポイント】

●当館管轄区域（ビサヤ地域）に関する一般犯罪等に関する情報をお知らせいたします。当地における安全対策をご検討される際の参考としてください。

【本文】

1 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

（1）フィリピン国家警察第7管区によるセブ州の犯罪統計によれば、2025年4月～6月における犯罪発生認知件数は、以下のとおりです。前期（2025年1月～3月）と比べ傷害、強盗の件数が増加しています。その他の犯罪は減少傾向にありますが、犯罪発生率は日本と比較して総じて高い傾向にあると言われておりますのでご注意ください。

（2）引き続き、マニラ首都圏内（マカティ市、タギッグ市等）にて、拳銃もしくは拳銃のようなものを使用した強盗事件の発生が相次いでおり、複数の日本人が被害に遭っております。中には、強盗犯から発砲を受け、負傷した事案も発生しています。フィリピンでは、日本と異なり、許可を得れば一般人でも銃の所持・携行が認められているほか、未登録の銃器や密造銃も広く出回っており、銃器を用いた犯罪が多発しています。銃器を使用した犯罪事例は過去セブ州においても確認されておりますので、十分ご注意ください。

（3）飲食店やナイトマーケットで声をかけられ意気投合し場所を移ったところ、突然その仲間が現れ現金を要求されるという事案が発生しています。また、マッチングアプリやSNS等で知り合い、直接会うため待ち合わせ場所に行った際にも同様の被害が発生しています。マッチングアプリやSNS、現地での声かけによる出会いにはリスクが伴う場合がありますので、十分留意してください。

（4）セブ3都市（セブ市、マンダウエ市及びラプラプ市）においては、日本人観光客が窃盗やスリ被害・置き引き被害に遭う事案が頻発しています。金銭やパスポートだけではなく、携帯電話（スマホ）の盗難被害報告も多く発生しています。日本人は狙われる対象となりやすいことを自覚して、自身の持ち物から目をそらさず、多額の現金やパスポート等の貴重品は、必要がない限り持ち歩かないでください（パスポートはコピーの携行を推奨）。やむを得ず貴重品を携行する際には、1つのバックに入れず分散して携行し、特に財布と携帯電話（スマホ）は別々に持つなど十分注意してください。また、レストランやナイトマーケットで席取りのために置いておいたカバンが置き引きに遭ったという報告が寄せられています。不特定多数の人が行き交う場所においては荷物から手を離さず、また、席を立つときは必ず

持って移動するようにしてください。

【セブ州及びセブ3都市の犯罪統計：2025年4月～6月期】

- 殺人（含む未遂）：32件（前期65件）
（32件中セブ、マンドラウエ、ラプラプの3市で11件）
- 傷害：104件（前期100件）
（104件中、上記3市で37件）
- 強姦性交：65件（前期79件）
（65件中、上記3市で20件）
- 強盗：38件（前期37件）
（38件中、上記3市で15件）
- 窃盗：158件（前期184件）
（158件中、上記3市で97件）

2 テロ・爆弾事件発生状況

日本人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

3 誘拐・脅迫事件発生状況

日本人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

4 日本企業の安全に関する諸問題

フィリピンにおいては一般的に、企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなく、セブにおいても日系企業（社員）や関連企業（現地法人）に対する恐喝や不審電話等が報告されることがあります。進出日系企業関係者は、企業及び社員の安全に関し、常時注意してください。

5 下記も併せてご参照、ご活用ください。

- 在セブ総領事館作成「セブにおける安全対策（安全の手引き）」（2024年6月版）
<https://www.cebuphemb-japan.go.jp/files/100693920.pdf>
- 在フィリピン日本大使館作成「フィリピンにおける安全対策（安全の手引き）」（2024年6月版）
<https://www.phemb-japan.go.jp/files/100336435.pdf>
- 外務省領事局邦人テロ対策室作成「海外赴任者のための安全対策小読本」
https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/pamph_08.pdf
- 外務省・海外安全ホームページ（危険情報：フィリピン）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0

●安全対策基礎データ（フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_013.html

・・・・・・・・・・・・・・・・

※この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3 か月以上の滞在）の届出（法律上の義務）、又はたびレジ（3 か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：（市外局番 032） 231-7321

ホームページ： https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html